

令和3年度 第1回玉野市総合教育会議 議事概要

総合政策課作成

日時 令和3年9月22日（水）15:30～16:30 玉野市役所3階 大会議室

出席者	【構成員】	市長	黒田 晋
		教育長	妹尾 均
		教育長職務代理者	加藤 正枝
		教育委員	妹尾 恵美
		教育委員	太宰 実千代
		教育委員	三宅 英次

【事務局】 教育次長、教育総務課長、学校教育課長、就学前教育課長、社会教育課長、
教育総務課長補佐、政策財政部長、総合政策課長、総合政策課長補佐、
総合政策課主幹

1. 協議事項

- (1) 学校運営協議会のあり方について
- (2) コロナ禍における教育活動の状況等について
- (3) その他

2. 議事概要

市長 (市長あいさつ)

教育は不偏不党なもので、誰が市長になっても変わるものではないと思っており、政治的にも中立であるものと思っている。歴代の方々が築いてきた玉野市の伝統、玉野市の教育委員会のあり方というものを、皆さんが協議いただいて守るべきところは守り、変えるべきところはしっかり変えていただければと考えている。

今日は学校運営協議会のあり方についてとコロナ禍における教育活動の状況等についてを2つの大きな議題として皆さんにお諮りしたいと考えている。まず(1)学校運営協議会のあり方について、9月の議会で質問が出ており学校運営協議会は学校のサポート、協議をする場所であるので、学校運営協議会が認めていないことを学校長や学校、教育委員会はやるべきではないというものだったが、教育委員会とのやりとりの中で疑問に思う点があったので、学校運営協議会とはどういうものであるかについて整理したいということで議題にあげている。また本日の岡山県の感染者が20人前後とかなり感染者数は減少しているが、2学期が始まったらどうなるかと懸念していたが、幸い2週間以上を経過しても学校での感染爆発はなかったが、連休で人出は増えており、学校に影響する可能性もあるので、現在コロナ禍で、どの様

な活動をしていて、今後どういう形で学校活動を進めて行くかということで（２）コロナ禍における教育活動の状況等についてを議題としてあげている。

市長

議事（１）について、先の９月議会においてある議員から「学校運営協議会で承認していない行事を実施することは『決まりに反する』」との発言があった。これは私の学校運営協議会に対する認識と異なるため、目的やあり方について改めて確認したいので教育委員会から説明をお願いする。

教育長

まず、学校運営協議会の法的根拠やねらい、役割について学校教育課長から説明する。

学校教育課長

資料「学校運営協議会について」に沿って説明する。まず法的根拠については学校運営協議会制度は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6（R2.4～：第47条の5）に基づく制度であり、教育委員会によって学校に設置される合議体である。学校運営協議会は学校の運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関、委員はその学校その地域の実情に合わせ教育委員会が任命することとなっているというものである。

概要・ねらいについては学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認や様々な課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議する。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みである。このコミュニティ・スクールでは学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができるというものである。

役割として、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。この3点が大きな役割になっている。

この学校運営協議会については文部科学省が示しているものでは「学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではない」となっている。

学校運営協議会の承認が得られない場合の対応については、学校運営協議会と校長の意見が異なり、校長が策定した基本方針について承認を得られない場合、校長と学校運営協議会は議論を尽くして、成案を得るように努めなければならない。仮に、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠いてしまっていること等を理由に承認を得られない場合は、校長は承認を得ずに学校運営を行うことができる。そうした状況が継続する場合には、教育委員会は学校運営協議会の運営を一時的に停止させ、運営の改善に向けた指導を行うことなどが想定される。

資料「学校運営協議会設置の手引き コミュニティスクールの作り方」にも先ほどの説明のとおりP.3に「コミュニティスクールの主な3つの機能」として記載があり、一番下にも「学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません」と明記されている。またP.7に学

校運営協議会に承認が得られない場合について明記されている。P. 19に法的根拠として「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を掲載している。この文部科学省が発行している資料には説明した内容以外についても記載されている。

教育長 説明にあったとおり学校運営協議会は学校運営の基本方針についての承認はするが、教育活動に対しては意見を言う立場である。そのため学校行事については承認を求めるものではなく学校長の権限で出来るものと考えている。

市長 教育基本法16条にも政治的な中立がうたわれているが、実際に各学区のコミュニティスクールに市議会議員が委員に名を連ねている例はあるのか。

学校教育課長 今年度各学校の学校運営協議会の中に議員2名が入っている。それぞれ地区連合会の副会長であったり、自治会の代表という形で参画している。

教育長 委員は教育委員会が任命することになってる。また、学校長は委員の任命に関して教育委員会に意見を申し出ることができることになっている。

市長 教育委員会より説明があったが、学校運営協議会のあり方について教育委員からの意見はあるか。

三宅委員 何年も前の話になるが、私が現職の時に岡山市立岡輝中学校区がコミュニティスクールを導入した。その当時の中学校長から話を聞いたが、当時岡輝中学校が荒れており、地域の力、保護者の力を借りなければ正常な教育ができないという状況があつて、コミュニティスクールを導入したとのことだった。その成果はすばらしく岡輝中学校に進む清輝小学校など地域の校園と連携し取り組んだ結果、学習も正常にでき生徒指導上の問題も減ったということもあつたので、コミュニティスクールについては非常によい制度だと思った。しかし自分の学校にそれを導入するかという話になると、文部科学省の資料を読んだ時に先ほどのように誤解を生む可能性があるのではないかと少し不安だった。というのも、人事権に関しても委員の意見を聞かなければならないというものであるが、人事は任命権者が行うものであり校長の権限も決められている。文部科学省がコミュニティスクールに関して示した資料には、「玉野市学校運営協議会に関する規則」第4条に「校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする」として（１）教育目標及び経営方針に関すること。（２）教育課程の編成に関すること。（３）学校行事の計画に関すること。（４）組織編成に関すること。の４つをあげており、この（４）組織編成に関することが人事に関することかと思うが、このように書いてあると学校運営協議会の承認を得ないと実施できないのかと誤解すると思った。これについては、おそらく学校運営協議会の承認がなければこういったことができないと誤解されることがあるかと思い、当時は全部の学校でコミュニティスクールを導入するのは無理ではないかと感じた。資料を読めば誤解されることもあるのではないかと思う。しかし、あくまで基本的方針を委員に諮って協力を得るものであると考えるし、実際にほとんどの学校がそのようにして地域と一緒に教育をしていると思っている。校長の権限としては具体的なことは校長が決め、大まかな方針については委員に意見を伺うが、それに沿って校長がやっていくと考えている。

加藤委員 学校教育課長から話があったとおり、学校運営の責任者は校長であるということ

が全てで、校長先生の責任の重さと学校運営における校長先生の立場をきちんと説明した一文であると思う。校長先生がそれだけの責任を持っているからこそ、私達は子供を学校に預けることができるし、現在各学校で運動会で保護者の参観可能な人数が異なっているが、それは市が決めているのではなく、各中学校がそれぞれの地域性や学校のことを知った校長が先生方と判断して決められていて、それで健全な運営ができているのだと思っている。コミュニティスクールは地元の意見を聞くというのはとてもよい制度ではあるが、あくまでも学校運営の責任者は校長先生であり、それにワンオペニオンを述べるというコミュニティスクールの役割を大切に、またそれ以上でも以下でもないようにしていくと一番いいものになるのではないかと思う。

太宰委員

私も校長先生がその権限の中で学校運営について決定し、それに対して地域の方などの意見として聞いていくのはよいと思うが、それによって運営方針が左右されるものではないと思う。校長先生をはじめとして学校は学校業務や教育に関しての専門集団としての考えもあるので、いうなれば素人集団としての地域の方などの意見は時には貴重なものではあるが、それは意見として捉えるべきで、それをどう反映させていくかは校長先生の権限においてなされるべきであると思う。

妹尾委員

私自身もPTA活動をしていたので学校運営協議会の話を目にすることがあった。今回議会においてこの質問が出たことはよかったと思っている。というのも各学校において認識が異なっていたり、学校に所属している評議員にとってもはっきり理解できていないということもあり、学校においても保護者の中でも考え方が異なっていたかもしれないので、そこを明確にするためにも非常によかったと思う。あくまで責任は校長先生が持つというのは、運動会や修学旅行についても学校によって異なっている。保護者の方は分かっていると思うが、玉野市においては地域の役割は大きく、地域の方に支えてもらっているという部分が多いので、地域の実情も学校の規模も違うのでそういった地域の意見を反映しつつ、しかし学校行事などについては年度途中から加わるものもあるので、その都度何らかの形で伝えて評議員の方の同意を得られればよかったのかと思う。運営のやり方については、特にコロナ禍でまだ知恵を出していく余地があるのではないかと思った。

市長

教育委員会に何うが、先ほど妹尾委員から評議員という表現があったが、かつては学校評議委員会というものがあったが、学校評議委員会と現在の学校運営協議会とは同一なのか。

教育長

学校評議委員会はそれぞれの委員が意見を言うことができるもので、学校運営協議会は合議制となっているので協議をして意見を決めていくというもので仕組みが異なっている。現在、学校評議委員会は、全て学校運営協議会に変わっているのでその中で協議しながら色々なものを決めていくという組織となっている。

市長

学校評議委員会は、現在、学校運営協議会に移行しているということでよいか。

教育長

そのとおり。

市長

三宅委員がご指摘のように「玉野市学校運営協議会に関する規則」にある「承認する」という単語がある意味誤解を招いているかもしれないが、変更などではできる

のか。

教育長

「承認」という文言は国が決めているので変更はできないが、大事なのは基本的な方針を承認という部分かと考えている。現在4項目あるが具体的な内容については学校長の権限で行っていくべきものであり、どのようにするかの方針についての承認と言う意味に捉えている。

市長

その上で承認が得られなかった場合の対応について事例として資料に書いてあるのか。

教育長

そのとおり。

三宅委員

現場も非常に混乱すると思う。学校運営協議会の委員が「これをやって欲しい。地域も要望している」といってきて、それが校長の方針と異なる時に、そのような発言が学校運営、学校経営に混乱を招く恐れがあると思うので、「学校と教育委員会で研修を行う」「コミュニティスクールとはこういう趣旨でやっているなのでこのケースはこうする」といった対応についての共通理解を図っておくべきと思っている。

市長

コミュニティスクールとはどういうもので、学校運営協議会はどうあるべきかということを今回契機に、校長会や地域の方にも分かっていたいただければと思う。地域の自治会の会長や副会長として議員が委員に名を連ねていることが2例あるとのことだが、議員の場合は議会という場もあるので、この場合は控えていただくようお願いすることについてはどうお考えか。

妹尾委員

自治会長などを兼ねていることもあるため、議員が入っていてもよいと思うが、学校運営協議会の場に議員の方がオブザーバーとして参加したり、話を聞くというような形があってもよいのではないかなと思った。

市長

中立性を保つためにも、議員全員に聞いていたいただくような配慮も必要かとも考える。

三宅委員

学校評議員制度の時に議員が学校評議員になれるのかという議題になった時に、やはり中立性を保つ立場でならないほうがよいのではないかなという意見が大勢を占めていた。ただ、オブザーバーとして参加するというのもよいのではないかなということで、反対した議員もいたと記憶している。ただ政治的中立を担保するのであれば議員は評議会の委員にならない方がよいのではないかなと思う。

加藤委員

基本的なことだが、各学校はコミュニティに住んでいる住民が通い、コミュニティによって支えられている。そのためコミュニティスクール、学校運営協議会というのは学校にとっても子供たちにとっても大切なものであるというのは大原則であり、資料にある3つの機能のうちの「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」については、反対するものではなく承認するのがコミュニティスクールの役割であり、「学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる」についても意見を述べるのであり決定であるとは書かれていない。また「教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる」というものも意見を述べるのであり、学校運営協議会が権限を持っていないことが書かれているので、それ以上の説明は不要と考える。これを元に市長は議員が運営協議会に入ってくることをどう考えるかと聞

いているので、議員自身が中立の立場を守ると決めてコミュニティスクールに出席することは非常に大変な事だと思う。議員であるからどうしても地域から様々な要望を受け取るようになるので、それに対して議員として拒否していくのは難しいのではないかと考えると、コミュニティスクールに入っていくのは議員として大変なのではないかと思う。

太宰委員

たとえ自治会の役員であったとしても中立性を考えれば、学校運営協議会に入るべきではないと思う。もし学校運営協議会に入って学校に対して意見を述べたいのであれば議員を退いてから、一市民として自治会長としての立場で参加したほうがしがらみなく意見を述べることができるので、議員が委員となるのは違うのではないかと思う。

市長

整理すると学校運営協議会の立ち位置を今日述べたように市議会に報告すると共に、学校運営協議会の委員となることについては我々がこうすべきだ、こうしてほしいということをどこまで立ち入れるか分からないが、相談して意見としてはこういう意見があったと報告したいと考えている。他市の協議会の審議会では自治会の会長が議員であれば副会長に出してもらうなどをしている事例もあるので、そういうことを含めて話をしていこうと考えている。学校側もこのことを認識として学校運営協議会とはこういったものであるということを持ってもらい、学校によって認識が異なるようなことがないようにしていただきたい。

教育長

今日の総合教育会議を持つことで学校運営協議会というものについて、改めて学校にこういう仕組みであると理解を求めていくことが必要かと思う。早急にすすめていきたい。

市長

それでは、議事「(2) コロナ禍における教育活動の状況等について」に関して教育委員会から説明をお願いします。

学校教育課長

学校について報告する。8月中旬から下旬にかけて感染者が増え、特に児童生徒の感染者も増えていたが、2学期が始まる前に校長会を臨時で開催し、感染対策を講じることと緊急事態宣言中の方針について決定した。2学期が始まり国・県の方針に基づいてレベル3という一番制限のかかった行動基準で感染リスクの高い学習については避け、学校行事についてもその期間中は中止もしくは延期、部活動についても原則中止ということでスタートした。3週間たったが玉野市もまん延防止措置の対象地域となったので、現在も緊急事態宣言中と同じ内容での教育活動となっている。学校行事については校外学習については中止延期となったが、校内行事については縮小、感染防止をして学校規模や学校の実情・実態について一律での判断は難しいので、各学校で判断してもらうということにしている。具体的には現在運動会については5月実施予定であったものはできなかったもので、小学校については9月実施が8校、10月予定が2校、11月実施予定が4校となっている。中学校は9月実施予定が6校、10月予定が1校となっている。高等学校は文化祭・体育祭については現在調整中ということで11月予定で検討中とのことである。小学校の修学旅行については10月下旬に予定していたが、統一で10月下旬に日帰りで県内旅行としている。行き先については各学校で決めている。中学校については10月・11月に

県内外の日帰り旅行で調整中である。高等学校については11月から12月で検討中とのことである。学校行事については、ある程度市内で統一を図りながら各学校で相談して実施予定としている。また、オンライン授業についてすすめており、現在の状況としては、家に持ち帰っての接続テストについて実施済みなのが小学校が3校のうち2校はオンライン授業を実施済みである。中学校7校とも接続テストは完了している。小学校11校については今後接続テスト実施予定である。さらに遠隔による一斉授業をすすめており、現時点で一斉遠隔授業が実施可能なのが小学校が4校、中学校が6校となっており、9月中に体制が整うのが小学校が8校、10月以降に整うのが小学校が2校、中学校が1校となっている。特にコロナ禍において濃厚接触者等に判断された場合は自宅で2週間待機となるため、そういった児童生徒への対応、また感染不安等で登校できないといった生徒への対応で個別に対応できるように準備を進めると共に、万が一感染拡大で臨時休校となったときに一斉に遠隔授業ができるように準備をすすめている。各学校で状況は様々だが早くということで準備をしている。コロナ対策をしっかり講じながら、児童生徒がしっかり学べる環境に取り組んでいる。

就学前教育課長

主には学校に準じて対応しているが、行事等についてはこれから運動会が幼稚園保育園共にあるため、感染防止対策をしながら内容など工夫して観客の人数制限、マスク着用、検温などを徹底するようにしている。園の規模は違うがそれぞれ感染対策を取り実施する。他の行事として、園庭解放は従来通り継続して中止としている。

社会教育課長

社会教育課では放課後児童クラブを扱っており、学校・園と同様マスクや利用時の検温、手指消毒などを行っている。放課後児童クラブは小学校と密接な関係にあることから学校において児童に陽性者が発生することなどがあれば連絡を密にしながら対応していきたいと考えている。クラブによっては物理的に間隔が取れないクラブもあるが、学校に余裕教室等があれば、それを利用させてもらえないか学校長に通知を出している。なるべく密にならない状況を取れるように考えている。

市長

教育委員会からの説明に対して、意見質問があればいただきたい。

加藤委員

3点あるが、まず1点目が学校教育についてオンラインの説明があつたが今後感染の状況や濃厚接触者などで必要になってくる場合があるので接続テストをしているとのことで、いつでも使えるようにしておくことは大事なことだと思うが、先日の新聞報道であつたがタブレットの使い方でのいじめが起きており、それを先生方が把握していなかったということがあつた。タブレットの使い方は子供たちの方が先生方より習熟していると思うので、決してタブレットやオンライン授業がいじめの温床にならないように注意をしていただきたい。また習熟できる児童もいるが取り残される児童もいる。取り残される児童が一人もいないように、それができなければオンラインを使わないといった強い気持ちを先生方に持っていただきたいと保護者としては切に思う。話題性のためにオンラインの一斉授業をやるのではなく、あくまでも子供たちのためという基本中の基本を忘れないでいただきたい。準備はしっかりと誰もしないで落ちこぼれることがないように、いじめの温床にならないようにオ

ンラインを使うことの必要性和危険性を重々承知の上で進めていただきたい。

次はワクチン接種について、先の教育委員会でもおたずねしたが先生方のワクチン接種の進み具合はどうか。わかれば教えていただきたい。今後玉野市での子供たちのワクチン接種についてどのように考えているのかも教えていただきたい。子供たちのワクチン接種について、接種を受けないという選択をした子供に対する差別が起きないようにするために今後よく話し合いを持って誰も悲しい思いをしないようにお願いしたい。

3点目に社会教育課にうかがいたいのが、先ほど放課後児童クラブについてうかがったが図書館や貸し室について。図書館については玉野市の使い方については納得しており他市とは違う使い方についても評価しているが、貸し室については岡山市ではすでに再開しているのに玉野市ではまだである。昨年度も申し上げたが、貸し室を使った活動が高齢者の方の生きがいとなっている。高齢者の方はほとんど接種も終わっていることも考慮して、感染拡大予防のためなのは理解できるが、もう少し人に優しい玉野市であってほしいと考える。

学校教育課長

オンライン授業をすすめるにあたってということでご指摘のとおりタブレットを使用する際にいじめであったり、個人差があって取り残されたりするようなことがないようにしっかり注意してすすめていきたい。なによりも子供のたちのためということで、課題等を留意してすすめていきたいと思う。またワクチン接種については教職員の接種状況についてはこちらでは把握できない。先生方は子供たちと接するという事でワクチンを打っているという話は聞くが全体の接種率については把握していない。コロナ禍において感染者への差別偏見を意識してきたが、それに加え、ワクチン接種に関わるいじめ偏見差別がないように学校にも伝えている。ワクチン接種については、できる子できない子もおり保護者判断にもなるので、ワクチン接種をしたかどうかなどでいじめや差別がおきないように、しっかり学校に指導をしている。

市長

ワクチン接種について当市は医師会の協力ですすんでおり、1回目が済んだ方は12歳以上で75%を超えて一定のペースで進んでいる。学校での集団接種は当市では行わないというのが統一した考え方である。その中で10代の子供1回目の接種率が40%近くになっているので、希望している人にきちんと行き渡るようにしたい。来月の広報たまにに掲載されると思うが、ワクチン接種はご存じのように玉野市の方が他市でも接種できるように、玉野市の接種の進捗が早いということで他市の方が玉野市で予約の枠などが空くと予約を入れてくるということもあるので、玉野市の方ための予約枠を作ろうとしている。希望される方は玉野市優先予約枠の中で予約できるようにすすめていきたいと思っている。

貸し館を止めているのは私の判断だが、現在の感染状況をみて9月30日でまん延防止措置が解けると考えているので、これをもって貸し館を開けていこうと考えている。図書館については、工夫して現在のようにやっている。公園などはみやま公園含めて遊具を解放しているが、岡山市では遊具を全部閉鎖している。当市では高齢者の方には家から出てもらいたいし、色々な機会をもってもらいたいと考えている

ので、現在のタイミングを見てもうしばらく待っていただくようご理解をいただきたい。

太宰委員

本日午前中、園に視察にいったことだが、幼稚園で手洗い場に石けんがつり下げてあった。家庭ではポンプ式の泡が出るものを使用することもあるかと思うが、幼稚園児があの手けんを使って泡を立てられるかと疑問に思った。小中学生になればそういったこともできるかと思うが、幼稚園児でそれを使って手洗い感染予防が出来ているというのは少し違和感を感じたが、他の園も同様にしているのか。

就学前教育課長

園には小さい子供から5歳児までいるので、小さい子がポンプを押せないのもそのように石けんを使っているのではないかと思う。子供たちが手を洗う時には保育士がついているので、きちんと手を洗えているかどうか気をつけるように伝えたいと思う。いずれにしてもポンプが置けない理由などは確認する。

太宰委員

理由があるのかと思うが、予防として大丈夫なのかと気になったのでお伝えした。

市長

感染拡大防止の予算は取っているのですがなんらかの理由があると思われる。また報告する。

三宅委員

先般教育委員の懇談会で新型コロナウイルス感染症の予防と学びの保障について校庭から話を聞いた。どの校庭でもしっかり工夫されていて取り組んでいるということで、委員全員が安心したところである。

妹尾議員

2点あるが、1点目が部活動が休止しているため子供たちの体力が落ちているということと、家庭にずっといるのでゲーム依存になっている子供たちが多いと周囲の保護者から話を聞いている。学校で指導もしていると思うがクラスをオンラインで繋げてホームルームの延長のような使い方など、ゲーム依存にならないような方法を考えていただきたい。子供たちが無気力になっていくのを一番危惧しているので知恵を貸していただきたい。2点目として地域の学校ボランティアの方が地区によってはボランティアにいけないということもあり、ボランティアをすることが生きがいになっている方達は、1年間行けないまま知っている子供たちが卒業していく状況になっている。ボランティア間で若い方などがいれば、年配のボランティアの方の読み聞かせなどを撮影して学校で上映するなど、何かしらの方法がないかと思う。県外の事例では放送室から読み聞かせを聞かせたり、学校のモニターに映してもらって他の場所から配信するなどもあるので、なにか取り入れていただければと思う。また修学旅行について、学校教育課から行くという方向で考えられていると聞いたが、また12月にかけて感染が増えてくると中止になるなどすれば子供たちがかわいそうなので、なんとか工夫して思い出作りをしていただければと思う。

学校教育課長

貴重な意見をいただいた。部活動はかなり制限があり部活動以外でも制限がある中、子供たちも持て余しているところがある。ゲーム依存も危惧しており、学校とも連携して対応を考えていきたい。学校ボランティアとの取り組みについても工夫しながら、出来るだけ活動できるようすすめていきたい。修学旅行についても校長会等で状況を見て最善を尽くすが、先の状況が読めないのが苦慮している。

市長

その他についてはないので教育長から総括をいただきたい。

教育長

学校運営協議会については、皆さんから意見をいただいたように各学校への理解をしていただくように取り組んでいきたいと思う。コロナ禍における教育活動については新たな課題が生まれてくるが、それに対して対応を考えながら進めていきたいと考えている。

市長

状況を整理してすすめていくことと、コロナ禍なので今までやったことがない問題が出てくるので教育委員会と我々が一緒に取り組んでいかないといけないが、例えばオンライン授業では、授業時間数に認められないことと出席停止扱いになるなど問題がある。文部科学省や県からも柔軟に対応するようにいわれるが、子供のことなのできちんと決めてもらった方がよいので、先般も学校教育課長と一緒に県知事や副知事などをお願いに行く活動をしたところである。冒頭申し上げたが、我々ができることと教育委員会が出来ることはそれぞれあるが、目的が一緒であれば歩調を合わせて、子供たちのためにということでアフターコロナに向けて順次すすめていきたいと考えているので委員の方にも協力をお願いしたい。